

「審判請求書」作成見本

無効審判：実用

特許	特許
印紙	印紙
50,000	5,000

(55,000円)

平成6年1月1日以降にされた実用新案登録出願に係る無効審判の場合

審判請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1 審判事件の表示

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号実用新案登録無効審判事件

2 審判の請求に係る請求項の数 1

3 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名（名称） 特許株式会社
(代表者) 特許 太郎)

4 請求人代理人

(識別番号 100XXXXXXX
住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名（名称） 弁理士 代理 花子

(識別番号 100XXXXXXX
住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名（名称） 弁理士 代理 太郎
連絡先 担当

5 被請求人

住所 (居所) 東京都新宿区新宿○丁目○番○号
氏名 (名称) ○○株式会社

6 請求の趣旨

実用新案登録第○○○○○○○○号の実用新案登録請求の範囲の請求項 1 に係る考案についての実用新案登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

7 請求の理由

(1) 請求の理由の要約

実用新案法第 3 条第 2 項 (実用新案法第 37 条第 1 項第 2 号)

請求項	実用新案登録	証拠
1	A. B. C.	甲第 1 号証(.....) ・ 第○頁第○行 A. B. 甲第 2 号証(.....) ・ . . . 甲第 3 号証(.....) ・ ・ ・ 。 甲第 4 号証(.....) ・ ・ ・ 。 甲第 5 号証(.....) ・ ・ ・ 。

理 由 の 要 点	(請求項 1) 本件考案は……………。
-----------------------	-------------------------

(2) 手続の経緯

出	願	令和〇〇年〇〇月〇〇日
登	録	令和〇〇年〇〇月〇〇日
(実用新案登録第……号公報)		

(3) 実用新案登録無効審判請求の根拠

実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号の請求項 1 に係る考案（以下「本件登録実用新案」という。）は、甲第 1 号証及び甲第 2 号証に記載された考案並びに甲第 3 ~ 5 号証に記載された周知技術に基いて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるから、実用新案法第 3 条第 2 項の規定により実用新案登録を受けることができないものであり、同法第 37 条第 1 項第 2 号に該当し、無効とすべきである。

(4) 本件登録実用新案を無効にすべきである理由

ア 本件登録実用新案

本件登録実用新案は、実用新案登録第〇〇〇〇〇〇号の願書に添付された実用新案登録請求の範囲の請求項 1 に記載されたとおりの「……」であり、その構成のうち、……するようにしたことを特徴とするものであって、このような構成を採用することにより、……という効果を奏するものである。

イ 引用考案の説明

(ア) 甲第 1 号証 (・・・著「・・・」・・・出版社・・・年・月・日)
には、以下の記載がある。

「……」(第〇〇頁第〇〇行～第〇〇頁第〇〇行)

この記載によれば、甲第 1 号証には、以下の考案（以下「甲 1 考案」という。）が記載されている。

「……」

(イ) 甲第 2 号証

甲第 2 号証（特開平〇〇-〇〇〇〇〇号公報、×年×月×日発行）には、以下の記載がある。

「・・・・・」 (特許請求の範囲第1項)

「・・・・・」 (第○頁第○○行～第○○頁○○行目)

(ウ) 甲第3号証

甲第3号証 (・・・) には、以下の記載がある。

「・・・・・」 (・・・)

(エ) 甲第4号証

甲第4号証 (・・・) には、以下の記載がある。

「・・・・・」 (・・・)

(オ) 甲第5号証

甲第5号証 (・・・) には、以下の記載がある。

「・・・・・」 (・・・)

ウ 本件登録実用新案と証拠に記載された考案との対比

(ア) 本件登録実用新案と甲1考案とを対比する。

甲1考案における「○○」は、本件登録実用新案における「○○」に相当し、「○○」は「○○」に相当する。

したがって、両者は、以下の点で一致する。

・・・・・

そして、以下の点で相違する。

相違点1 : ・・・・・

そこで、相違点1につき検討するに、甲第2号証には、・・・・・と記載されており（以下「甲2記載事項」という。）、甲第1号証の・・・・・と甲第2号証の・・・・・は「○○○○」という作用のために設けられているものである点で共通するから、当業者にとってみれば、甲1考案の・・・・・に代えて、甲第2号証の・・・・・を転用することに格別の困難性はない。

相違点2 : ・・・・・

次に、相違点2につき検討するに、甲第3号証の・・・・・という（以下「甲3記載事項」という。）記載、甲第4号証の・・・・・という記載（以下「甲4記載事項」という。）及び甲第5号証の・・・・・という記載（以下「甲5記載事項」という。）にみられるように、・・・・・として、・・・・・と・・・・・とはともに周知の手段であり、このいずれの手段を採用するかは、・・・・・に応じて、当業者が任意に定めることができる単なる設計上の選択事項にすぎない。

(イ) さらに、本件登録実用新案の効果としている・・・・・についても、甲1考案、甲2記載事項、甲3～5記載事項から予測しうる範囲内のものであり、格別な作用効果を奏するものとはいえない。

(5) むすび

以上のとおり、本件登録実用新案は、甲1考案及び甲2記載事項並びに甲3～5記載事項に基いて、実用新案登録出願前に当業者がきわめて容易に考案することができたものであるから、実用新案法第3条第2項の規定により実用新案登録を受けることができないものであり、同法第37条第1項第2号に該当し、無効とすべきである。

8 証拠方法

別添証拠説明書に記載のとおり。

9 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
承諾する。／ 承諾しない。

(承諾しない場合は理由を記載)

10 添付書類の目録

(1) 甲第1号証写し	正本1通、副本2通
(2) 甲第2号証写し	正本1通、副本2通
(3) 甲第3号証写し及び抄訳文	正本1通、副本2通
(4) 甲第4号証写し及び訳文	正本1通、副本2通
(5) 甲第5号証写し	正本1通、副本2通
(6) 審判請求書	副本2通
(7) 委任状	1通
(8) 証拠説明書	正本1通、副本2通

**証拠及び証拠説明書をDVD-Rで提出する場合、
「添付書類の目録」は、以下のように記載してください。**

10 添付書類の目録

(1) 甲第1～5号証写し（甲第3号証抄訳文及び甲第4号証 訳文を含む）及び証拠説明書（DVD-R）	正本1枚
(2) 審判請求書	副本2通
(3) 委任状	1通

**インターネット出願ソフトの特殊申請機能（電子特殊申請）を利用して提出する場合は、副本の提出は不要となります。
「添付書類の目録」は、以下のように記載してください。**

10 添付書類の目録	
(1) 甲第1号証写し	正本1通
(2) 甲第2号証写し	正本1通
(3) 甲第3号証写し	正本1通
(4) 甲第3号証抄訳文	正本1通
(5) 甲第4号証写し	正本1通
(6) 甲第4号証訳文	正本1通
(7) 甲第5号証写し	正本1通
(8) 委任状	1通
(9) 証拠説明書	正本1通

なお、電子特殊申請で添付するPDFファイル数の制限により、証拠の写しと抄訳文／訳文を一つのPDFファイルとして提出する場合は、以下のように記載してください。

(3) 甲第3号証写し及び抄訳文	正本1通
(4) 甲第4号証写し及び訳文	正本1通

※納付方法

手続方法により、以下の納付方法が使用できます。

書面

- (1)特許印紙
- (2)特許庁窓口における指定立替（クレジットカード）納付
- (3)現金納付
- (4)電子現金納付

インターネット出願ソフトの特殊申請機能（電子特殊申請）

- (1)予納
- (2)口座振替
- (3)指定立替（クレジットカード）納付
- (4)電子現金納付

※各納付方法の記載例

「8 証拠方法」欄の次に、納付方法の欄を設けて記載してください。

各納付方法の詳細については「[納付方法](#)」のページを御確認ください。

(1)予納

「9 予納台帳番号 X X X X X X X

納付金額 ●●●●● 」

(2)口座振替

「9 振替番号 X X X X X X X X X

納付金額 ●●●●● 」

(3) 指定立替（クレジットカード）納付

「9 指定立替納付 ●●●●●」

(4) 電子現金納付

「9 納付番号 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX」

(5) 現金納付

納付済証（特許序提出用）を別の用紙に貼り添付してください。